

答 申 第 1 8 2 号
平成20年10月27日

神戸市長 矢田 立郎 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三

答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項第2号の規定に基づき、平成20年10月27日付神市参市発第73号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

アンケート調査の調査対象の抽出作業等（類型）について
（条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して）

別紙の類型に該当する事案については、今後、当審議会の意見を求める必要はないものとする。

なお、運用に当たり、類型に該当するか否かの判断のつきがたい事案や慎重な取扱いを要する事案については、あらためて当審議会の意見を求めること。

別紙1 個人情報電子計算機処理することについて
（条例第11条第1項）

別紙2 思想信条等に関する個人情報電子計算機処理することについて
（条例第11条第2項第2号）

個人情報電子計算機処理することについて
(第11条第1項)

	類 型	理 由
1	<p>(アンケート調査の調査対象の抽出作業等) 学術研究又は統計資料等の作成のためアンケート調査を行う際に、住民基本台帳情報・外国人登録情報から抽出条件を定めて調査対象者又は調査対象世帯を選定し宛名ラベルを作成する電子計算機処理</p>	<p>電子計算機処理を行うことにより、調査対象の抽出作業が適正かつ効率的に実施されると共に、宛名ラベルの作成により効率的な調査の実施が可能となるため</p>

〈備考〉 類型に該当して電子計算機処理する個人情報は、必要最小限とする。

思想信条等に関する個人情報を電子計算機処理することについて
(第11条第2項第2号)

	類 型	電子計算機処理 する個人情報	理 由
1	<p>(アンケート調査の調査対象の抽出作業等)</p> <p>学術研究又は統計資料等の作成のためアンケート調査を行う際に、外国人登録情報から国籍別の構成比率に応じて調査対象者又は調査対象世帯を選定する電子計算機処理、及び国籍に応じた外国語の調査票を送付するための作業用資料を作成する電子計算機処理</p>	国籍情報	<p>外国人を対象としたアンケート調査を実施する場合に、</p> <p>①調査対象の抽出作業を適正かつ効率的に実施するため</p> <p>②外国人がアンケートに答え易いように外国語表記の調査票を配布するため</p>

〈備考〉 類型に該当して電子計算機処理する条例第7条第3項の個人情報は、必要最小限とする。